

審 議 内 容

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 11 回枚方市自立支援協議会全体会
開 催 日 時	平成 29 年 2 月 22 日（水） 午前 10 時 00 分から 11 時 45 分まで
開 催 場 所	ラポールひらかた 研修室 1
出 席 者	石川会長、長尾副会長、桐山委員、松浦委員、遠竹委員、船曳委員、藤淵委員、内田委員、山本委員、河野委員、野川委員、原田委員、山口委員
欠 席 者	津田委員、島本委員、辻委員
案 件 名	1. 枚方市障害者計画（第3次）改訂版（案）について 2. 幹事会・専門部会の活動状況について 3. 6 相談支援センター相談実績報告 4. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市障害者計画（第3次）改訂版（案） 資料 2 枚方市自立支援協議会幹事会報告・各専門部会報告 資料 3 平成 27 年度 6 相談支援センター事業報告 参考資料 第 5 期枚方市自立支援協議会委員名簿
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	福祉部 障害福祉室

会 長： 定刻となりましたので、ただ今から第11回「枚方市自立支援協議会」を開催させていただきたいと思ひます。事務局のほうから報告をお願いいたします。

事務局： 初めに、事務局を代表いたしまして服部福祉部次長兼障害福祉室室長よりご挨拶をさせていただきます。

(服部福祉部次長兼障害福祉室室長挨拶)

事務局： 報告の前に一言、お詫び申し上げたいと思ひます。本日の全体会開催にあたりましては、できるだけ全委員に参加いただけるよう調整すべきところではございますが、事前に委員の皆様の日程をご確認することができず、本日、都合がつかずにご欠席の報告をいただいている委員もござひます。大変申し訳ござひませんでした。それではここから着座にて進めさせていただきます。

出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められています。

本協議会委員16名中、本日出席の委員は13名です。したがひまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

続きまして、次第に従ひ本日の案件をご説明させていただきます。

案件1といたしまして、「枚方市障害者計画（第3次）改訂版（案）」について。

案件2といたしまして、「幹事会・専門部会の活動状況」について。

案件3といたしまして、「6相談支援センター相談実績報告」。

案件4といたしまして、「その他」。

以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。

案件に入ります前に、皆さんにお諮りしたいことがござひます。

本日の案件3の「6相談支援センター相談実績報告」の報告につきましては、本来、相談支援センターの委員からご出席いただひている方にご報告をしていただひところですが、今年度、新たな取組みといたしまして、相談支援センター陽だまりで日々の活動をされています職員の方と、地域生活支援

センターにじの職員の方よりご報告をいただきたいと考えておりますがいかがでございましょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。こういった会議の場で活動報告を行うことも今後の活動の幅を広げることにつながっていくと思っておりますので、ご理解いただきましてありがとうございました。

本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

事務局： おられません。

会 長： いらっしゃいませんか、はい。それでは、案件に入りたいと思います。まず、案件1 枚方市障害者計画(第3次)改訂版の案についてのご報告について事務局のほうからお願いいたします。

事務局： それでは枚方市障害者計画(第3次)改訂版(案)についてご説明します。本市では平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間とします、枚方市障害者計画(第3次)を障害者基本法に規定する市町村障害者計画と位置づけまして策定し、障害福祉サービス分野はもとより、教育・街づくり・就労・社会参加と障害者施策全般に関する総合的な計画として、施策の推進・充実を図ってきております。本年度が10年間の計画期間のおおむね中間年にあたることから、この間の法改正や社会状況の変化等を踏まえ、このたび、枚方市障害者計画(第3次)改訂版を策定するものです。

それでは、資料1の冊子をご覧くださいませでしょうか。

表紙を一枚めくっていただきますと目次となっております。

本計画は5章立ての構成としており、「第1章 計画の策定にあたって」「第2章 枚方市の現状」「第3章 基本理念と基本目標」「第4章 施策の基本的な方向と取り組み」「第5章 計画の推進体制及び進行管理」最後に「資料編」としております。

続いて、一枚をおめくりいただきまして「第1章 計画の策定にあたって」。もう一枚おめくりいただきまして第1節となっております。

第1節として、障害者計画(第3次)改訂版策定の背景及び主旨としております。現行計画を策定した平成24年以降の施策や社会状況の変化としまして、平成24年度の児童福祉法改正による障害児通所支援の再編、特に放課後等デイサービスの急増による影響が大きいこと、また、昨年4月から施行されました障害者差別解消法について、さらに障害者からのニーズとして災害対応や就労支援の充実の必要性などについて記載しております。

次に3ページ、第2節では位置付けと計画期間について図で表示をしております。下のほうに、計画期間の現状を載せておりますが、計画改訂版の計画期間は、枚方市障害者計画(第3次)の計画終了年度に合わせまして、平成29年度から33年度までとしております。

4ページ、第3節 策定体制では、策定に至った過程について記載をしております。中核市移行に伴い「枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会」で審議を行うということ。また、枚方市自立支援協議会につきましては、幹事会をワーキングチームと位置づけ、ご意見をいただいております。アンケート調査や団体ヒアリング、市民意見聴取なども行って計画を策定したものを述べております。

なお、この間の詳しい経過につきましては、巻末の資料編の59ページを見ていただきますと、計画策定の経過として一覧で掲載しておりますので、また後ほどご覧いただけたらと思います。

また、同じく資料編70ページ以降になりますが、アンケート調査概要や団体ヒアリング、市民意見聴取などでいただいたご意見を載せておりますので、また、ご参照いただけたらと思います。

次に戻っていただきまして、5ページになります。

5ページからの「第2章 枚方市の現状」では障害者手帳所持者数の推移や障害別、等級別内訳などについて記載をしております。

8ページの第2節 今後の見込みのところでは手帳所持者数の推計値を記載しておりますが、中でも精神障害者の保健福祉手帳については手帳所持者数の大幅な伸びを見込んでおります。

続きまして、9ページ「第3章 基本理念と基本目標」でございますが、第1節 基本理念としましては、これまでの取り組みを継続、充実させて行くことが必要なことから、現行計画の基本理念を継承し、「障害のある人が障害のない人と同じように地域の中で自立して生活できるようにします。」「障害のある人が市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるようにします。」としております。

第2節 基本目標としましても、基本的には現行計画を継承し、11ページから12ページにかけて6つの基本目標を掲載しております。市民啓発及び地域との交流の推進、障害者が安心できるまちづくり、障害児施策の充実、生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供、就労支援の充実と社会参加の促進、身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供。この6点を掲げております。

続きまして、13ページ第3節 施策体系では、今ご説明いたしました6つの施策の基本目標、次に基本目標を達成するための基本方法、基本方法ごとに取り組むべき施策を示しています。

続きまして、14ページからの「第4章 施策の基本的な方向と取り組み」に

ついてですが、構成としましては、今見ていただきました施策体系に沿う形で、基本方向ごとに検証と課題、施策の基本的な方向、具体的な取り組みを記載しております。基本的にはこれまでの取り組みを継続することとしますが、主な手直し内容としまして何件かご説明させていただきます。

少し飛びますが、31ページから32ページにかけて保育・療育の充実のところの31ページの下の方に、（3）児童・生徒に対する支援の充実とありますが、このところで、平成24年度の児童福祉法改正後、増加しております放課後等デイサービスの充実、また、次のページになりますが、来年度から予定しております日中一時支援事業の拡大などについて記載をしております。

次に42ページ、保健・医療の施策のところになります。こちらの部分では、平成25年度の障害者総合支援法施行により難病患者が障害者の範囲に加えられたことから、難病患者等に対する支援の充実について記載をしております。難病患者の療養支援ですとか在宅難病患者の地域医療、そういった部分を追加しております。

次に45ページ、一般就労への支援の中の施策としまして、障害者の雇用機会の創出の中で45ページの表の下から二つ目のところにチャレンジ雇用とあります。これは平成29年度から実施をしておりますので、これにつきましても追加記載をしております。

次に少し飛びますが、56ページ、権利擁護の推進の施策としまして、56ページが一番下のところですが、（3）差別の解消に向けた取り組みの推進。こちらの項目を追加いたしまして、平成28年4月から施行されました障害者差別解消法への対応として、関係機関との連携や相談体制などの取り組みについて記載をしています。

主な見直し内容としては以上でございます。

次に計画案、57ページからの「第5章 計画の推進体制及び進行管理」についてですが、これにつきましても基本的には現行計画の内容を継承しています。

最後に先ほども少し触れましたが、アンケート調査結果や市民意見聴取の内容などを巻末に「資料編」として掲載しています。

以上、枚方市障害者計画(第3次)改訂版(案)について、簡単ですが説明とさせていただきます。なお、本日は案としてお示ししておりますが、3月には最終的に枚方市障害者計画(第3次)改訂版として策定する予定にしております。

会 長： はい、ありがとうございました。少し膨大な計画を要点のみの説明でしたが、何かご質問等ございませんでしょうか？

基本的には地域社会でその人らしく生きていくために、いろんな制度・施策を準備してきたということで、共生社会を目指していくための一つのツ

ルになっていくのではないかという感じですが、よろしいでしょうか。はい、A委員どうぞ。

A委員： 全体的なことはまたとして、27ページにあります難病患者・重症心身障害児等への災害時対応というところで、保健予防課、保健センターさんのほうがこれをやるということが記載されております。

そこで24時間人工呼吸器装着の方に対し、または気管切開を行っている方たちに対して、「保健師が個別に災害対応できるような準備物や行動確認等の指導を行います」というのがあるのですが、ここに人工呼吸器装着児とその家族に対してという、取り組みとしてそう書いてあって、対象が難病患者となっているのですが、これは基本的には児童向けの対応になっているのか、「者」も含まれるのかどうかの確認が一つと、それから42ページの障害者歯科診療というところで、最近、障害者の歯科の訪問というシステムが保健センターのほうで考えておられるようで、何回か事業者連絡会のほうにも足を運んでもらっています。それで来月、第一回目の連絡会を開かれるということで事業者連絡会も入れてもらって、訪問系のネットワークも作ろうということで、来年度から本格的に動くというふうに聞いております。そういうふうに定期的にやっておられる活動があるということで紹介しておきます。

会 長： 事務局の方、いかがでございましょうか。児童だけが対象になっているのかという問題なのですが。

事務局： はい、27ページの災害時対応につきましては、難病患者の方については保健予防課のほうで個別に把握をされて、面会・訪問されているとしています。で、重症心身障害児の部分については保健センターのほうで同じように対応されているということで、両方が対象ということです。

会 長： A委員の説明は、重症心身障害児等への器管装着時ってということで子どもだけが対象かということなのですが、重症心身障害児という表現の中には18歳以上も含まれているのではなかったでしょうか、法律上。重症心身障害者っていうのはないですね、確か。

事務局： そうですね。児童福祉法上では、いわゆる重度の知的障害・肢体不自由の障害をあわせ持つ方を重度心身障害児と位置づけておられて、24年度以降の法改正の時もその表現は残っております。確かに、おっしゃるとおり重症心身障害者という表現はなくて、国のほうでも同じような（不明）を検討をしておられて、この重症心身障害者という表現自体が、医療的ケアが必要な人たちというふうに変ったのではないかっていう情報もいただいております。

るではございますが、おっしゃるとおり、法的には重症心身障害者という表現はございません。

会 長： ですから、この表現の中には18歳以上も含まれているっていうふうに解釈していいわけですよね？

事務局： そうですね。それぞれ保健予防課、保健センターに、同様の方に対しては巡回をいただいているということですので、障害児、者を含んで「児」と言う表現になっております。

会 長： A委員、よろしいですか。

A委員： はい。

会 長： ほかにご質問ないでしょうか。はい、B委員どうぞ。

B委員： 26ページの災害のカードを送ってきてもらって、一応住所と名前を書いて、これを今、手帳にはさんでいるのですが、そのカードの使い方がわからなくてどのように使ったらいいのですか。

会 長： 事務局のほうから説明していただけますか。カードの使い方についてです。

事務局： 災害情報カードは住所とか名前とかを書いていただいて、もし万が一、例えば地震とかそういった災害が生じた時に、避難所のほうに行かれることになると思うんですけども、その時に災害情報カードを示していただければ、この方の必要な支援というのがわかるだろうということで、そういったカードを作らせてもらった訳です。ですからその時に使っていただいたらと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

B委員： はい。

会 長： 情報がきちんと伝わるカードだということだそうですね。  
ほかにご質問は。はい、C委員どうぞ。

C委員： 23ページの住まいの確保と改善、グループホームの拡充、改善ってありますけども、毎年、同じような事が書かれていると思うんですけども、去年と

比べて増えていっているのかどうか、っていうのがまず一点と、次に45ページの下のほうの施策で、チャレンジ雇用できた本市職員として、特別雇用、チャレンジ雇用っていう部分と市職員での雇用っていう部分の説明が、ちょっと意味がわかりかねるのもうちょっと詳しく説明して欲しいのが一点と、最後の三つ目が70ページの計画作成に関するアンケート調査、で小冊子の④で概要では手帳所有者ってなっているんですけども、精神障害者からしたら持ってない人もけっこう多い訳で、作業所に通っている人とかサロン利用者とかにも広げたほうが密な案が出るんじゃないかなあと僕は思っているんですけど、どうでしょう。

会 長： はい、3点ほど。グループホームを整備する進捗状況はどうなのか、ということと、チャレンジ雇用についてと、アンケートの実施についてだと思うんですが。

事務局： グループホームにつきましては、需要には追いついてはいないと思うんですけど、少しずつは増えていっております。一つ二つずつぐらいは増えていっておりますけれども、まだまだ需要が多くありますので促進できるように考えていきたいと思っております。

チャレンジ雇用のほうについてですけども、実は計画のほうの90ページの下のところ、ちょっとチャレンジ雇用ってどんなものかということを紹介させていただいております。

障害者を1年間の期間を単位として、国・自治体において非常勤職員として雇用し、1年から3年の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度のことをチャレンジ雇用っていう制度にしております。それで先ほど、お尋ねの45ページのところのチャレンジ雇用というのは、市の制度として29年度から実施をしていくという制度として紹介させていただいております。あと市職員への雇用という、この部分については従来通り市職員として雇用して、雇用率達成に向けて実施していくという制度で、チャレンジ雇用のほうが新しい制度として創設されたということで、新しい言葉でちょっとわかりにくかったかも知れませんが、そういうことになっております。

最後に見ていただきましたアンケートの部分ですけども、おっしゃるとおり、手帳をお持ちでない方の意見をどういうふうに把握をできるか、というところでは、今ご意見をいただきましたので、また今後の参考にさせていただけたらと思います。今回のいくつかの手帳をお持ちでない方の声も聞きたいということで、難病患者の会の方ですとか、発達障害の保護者の方から話を聞いたりというようなこともしましたので、その精神の方の作業所の通われている方の声も聞くということも、今後検討できたらと思います。



会 長： よろしいでしょうか。ほかに何か、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞA委員。

A委員： すいません、市へのチャレンジとか雇用の部分につきましては、ちょっと後にしようかなと思っていたんですが、関連する部分で、市の職員への採用方法とか、それから一般的な事業の中に古い障害感、それから病気に対する対応があるかなと思っています。この1年間ぐらいで、目にする機会が2回ほど、さっきもあった部分がちょっと欠格条項みたいな形に読めるような制限。いわゆる障害にない状況を理由とした就労への条件みたいなものとか、それから、たとえば事業の派遣先に対する、対象に対する感染症へのとらえ方とかいうものも、ちょっと古い。これは、市というよりも国自身も認識が変わってないと思うんですけども、考え方がいまいちそぐわないような文言が、具体的に耳にする機会が何回かありました。ですから、こういうふうな、前向きな取り組みとともに、従来残っているような、旧来の偏見と差別を生むような文言とか、それから、その実際の対応というのは、非常に修正していただいたいなあというのを感じましたのでよろしくお願いします。

会 長： 意見として、また、取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにご意見・ご質問等ございませんでしょうか、よろしいですか。

では次の案件に移っていきたくと思いますがよろしいでしょうか。

では、次の案件2 幹事会・専門部会の活動状況について、D委員のほうから説明していただきたいと思います。

D委員： 案件2ということで、幹事会・各専門部会報告という内容で説明させていただきます。わたしのほうから幹事会を中心とした自立支援協議会の取り組みということでご説明します。

資料2の幹事会・専門部会報告ということで、1枚めくっていただくと、自立支援協議会・幹事会・相談支援部会報告ということになっています。

まずは幹事会、自立支援協議会の事務局ですけれども、相談支援事業所の管理者ということで、6つの支援センターの管理者で委員構成。それから市から枚方市の福祉部長、代理で障害福祉室長で委員が構成されています。開催頻度としましては、毎月1回、定例開催で必ず幹事会を開催しています。

取り組み内容では、今年度、特にどういったことに取り組んできたかということを取り上げています。相談支援部会としてはサービス調整会議の実施。これは、会議の前にサービス調整会議ということで、自立支援協議会の元である個別の方の相談内容を元に、必要な社会支援を考えていこうということ

でやっていたんですけど、今年度はあらためてサービス調整会議を据え直してやっという事で、支援センターの担当者等によるケース検討会議ということで、支援センターもしくは必要な機関の方に参加をいただいて、特に検討を要するようなケースの方の内容を協議して情報共有する、もしくは必要な社会支援を探るということで2ヶ月に1回程度の実施ということで、今年度途中から始めております。

2番目に障害者差別解消法の取り組みに関してということで、今年度4月より施行された障害者差別解消法の取り組みについて記しています。具体的には、枚方市障害者差別解消地域支援協議会の設置ということで、構成としてはまず全体会があって、2月16日に初めて全体会を実施しています。幹事会から当事者委員の推薦ということで、身体障害・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害者の当事者の方を当事者委員ということで推薦を挙げて、案件は主に障害者差別解消法の概要等を内容にしております。

2つ目、調整会議の開催ということで、全体会の下に調整会議というのを置いて、検討すべき事案がある場合、関係する者・機関を招集し開催ということです。個別の事情、地域協議会の目的や役割というのは基本的には紛争事案に関しての意見聴取、もしくはその解決に向けた提案等々なので、そういったことが必要な場合、調整会議を開催するという事で、本年度は2回実施しております。

次に事務局会議ということで全体会、調整会議、そして事務局会議ということで、事務局会議は毎月開催しております。構成としては基幹型の相談支援センター、障害福祉室ということで、内容は相談事案の検討ということになっております。事務局会議を毎月やって、行政のほうに挙がってきた、もしくは他の機関に挙がってきた相談事案を、一応すべて確認をして必要に応じて調整会議の招集等々を行うということで毎月開催しております。

その他研修関係ということで、障害者差別解消法、基本的には差別をなくしていくという取り組みをどうするかということなんですけど、一つはこういった相談支援体制を作るということと、もう一つは啓発をどうするか。研修関係ということで、枚方市の職員研修、市の職員の方もしくは管理職研修なんかに協力したということと、今、支援センター、分担した地域の民生委員協議会、民生委員・児童委員さんの協議会に、こういう法律が施行されたということと、相談が挙がってきたらこういう相談機関につないで欲しいということの研修に随時回っております。全体で30ヶ所程度を分担して回っております。そういったことを現在、取り組んでいます。

次のページ、関係機関の会議への参加ということで、枚方市障害者虐待防止関係機関会議、これは年に1回、虐待に関係する機関が集まって4月に招集する会議ですけど、委員として参加しております。相談件数・内容等々に関して、各機関から具体的な虐待事案についての報告と、傾向の報告等々が

あります。

それから、防災時対応にかかわる障害者関係団体との意見交換。これは自立支援協議会で取り組んでいる防災に関する障害の方の対応について意見交換しようということで、災害時における要支援者の対応についての意見交換ということ。構成は幹事会、そして事業者連絡会、知的障害者福祉ネットワーク、障害福祉室、福祉総務、危機管理室ということで構成しております。先ほど、B委員からお話があった「防災情報カード」ということで、災害時に避難所等に避難したときに自身の状態、連絡先、支援状況とか、必要な支援についてわかり易いものを作ろうということでカードを作って、福祉の手引きに封入してすべての手帳所持者の方に行き渡るといいうことで、災害時だけでなく緊急時等も、ご自身の情報を載せていこうということ。今年すべてに配布しております。

それから枚方市自主防災組織ネットワークへの提案ということで、先日、枚方市の自主防災会議の代表者のほうの会議が年に1回あるんですけども、その席において、幹事会と、それから事業者連絡会のほうから、一次避難所に避難した時に障害の方に対する避難対応をどうするかということの研修等々を行う際、研修協力させていただきますということで、呼びかけ等しております。

各部会の運営ということで、自立支援協議会、相談支援部会以外に地域移行部会、日中活動支援部会、枚方市精神障害者地域生活支援部会、就労支援部会等を設置しております。この後、各部会からの報告があると思うんですけど、部会の運営も幹事会の大きな役割ということ。です。

それから人材育成ということで、枚方市ガイドヘルパー養成研修（車椅子・知的）ということで年に2回実施しております。8月と2月に開講ということで、8月にはご覧のような人数で開講・開催したということと、2月は、この週末から実施ということで、年に2回、必ずガイドヘルパー養成研修、そして、年に1回だけ精神コースもやるんですが、3月にちょっと分けて開催する予定です。

そして、昨年度から行っている知的障害者のグループホーム世話人養成研修ということで、基本的には人材養成、ガイドヘルパーだけでなくグループホームの世話人の養成というか、そういった方が働くように促そうということで、昨年からは知的障害者福祉ネットワークの方と協働してグループホーム世話人養成研修を実施しております。これは年に1回の開催ということで、11月に開講して修了者9名になっております。

その他の取り組みということで、これは障害者に対する理解を深めるための研修啓発ということで、「ほっこり枚方2016 創ろう居場所 育てよういい場所」ということで、今年で4回目の開催ということで、昨年12月4日に開催しております。主な内容ということで、毎年少しずつ内容を変えているん

ですけど、今年はオープニングに当事者の方が行うバンド演奏を中心に、「わたしの主張」、3障害の当事者自身の体験を話す場ということで、今年は発達障害、及び高次脳機能障害の方、知的障害、精神障害の方の日常生活等々を聞いて、お互いに意見交換を図ろうということに取り組みました。それから、講演で障害者権利条約と差別解消を活かすということで「日本障害者協議会」の佐藤理事に講演していただいています。

あと、大阪精神障害者家族会との共催で、家族会交流会も同時に開催して、約30名の方が参加されています。情報コーナーで障害者や高齢者の方の関係機関との情報提供ということで、今年は特に日中活動事業所系の事業所紹介ということで、後で就労支援部会からの報告もあると思いますが、パンフレットを作成して日中活動の活動紹介をしようということで取り組みました。

その他の取り組みということで、枚方市社会福祉審議会 本審・専門部会の委員参加ということで、主な内容は今日の議題と同じように、枚方市障害者計画(第3次)の改訂版策定ということを中心に議論しております。

枚方市障害者施設整備審査会への委員参加ということと、枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議への参加ということで、幹事会のほうから委員として参加しているという状況です。

幹事会の報告は以上ということで、続いて次のページ、精神障害者地域生活支援部会の報告をE委員からお願いしたいと思います。

E委員： 精神障害者地域生活支援部会の報告をさせていただきます。

毎回お話をさせてもらっていますので、復習ということで、まず精神障害者の部会ができたのが5年前。枚方市が中核市になって、枚方市で一つの部会として精神障害者の地域移行をメインに活動する組織ができた。それまで精神障害者の問題というのは保健所を中心に「自立支援促進会議」というところで検討されていたという経過があるということですね。この部会の活動というのは、資料に書いておりますように奇数月に部会をやっています。部会の構成員は市内にある医療機関、相談支援事業所、いろんな関係機関を含めてなっています。流れとしては、この部会を開催する間の偶数月になります。事務局会議をやっております。事務局を構成しているのが枚方市の障害福祉室と相談支援の「陽だまり」と、「クロスロード」というところと保健所が入って、そこでどういうふうに次の部会を運営していくか、今の課題はどういうことなんだろうということで検討し、やっている流れ。

もう一つ、精神障害者というのは長期在院されている方、その方々にどういうふうに地域に移行していただいて生活を作っていくかという大きな課題があるので、一つは地域移行の取り組みということが大きな軸になっているんです。そういうことも含めて「プロジェクト会議」というのを持っております。このプロジェクト会議というのは、医療機関の関係者、ワーカーとか

看護師とか医師とか、そういう方々と事務局が一緒になって、これは部会が始まる前の1時間くらいを使って、今対象になっている方の具体的な支援をどうしていくのか、対医療的にどういうことが課題なのか、というようなことを検討していく、そういう流れになっている。だから毎月毎月何らかの事務局があって、何をするかという検討をして、部会のある月はプロジェクト会議をやって、その部会で皆さんに集まっていたら決めていくというふうな形になっていると思っていただけたらいいのかなと思います。

その中で、ちょうど5年になる2012年から枚方市は、他市・他県に比べてもユニークな取り組みとして「訪問面接」というのをやってきたんですね。これは枚方市内にある医療機関に入院後1年以上経って、なおかつ入院なさっている方、65歳過ぎて枚方市民で入院を継続されている方、その方々を医療機関の側からリストを挙げていただいて、部会員が全体で訪問して会いに行かせていただく取り組み、これは関係機関の皆さん、いろんな方々に協力をいただいているかと思うんです。この訪問面接を5年間やってきています。この訪問面接については、多分、全国的には例がなく、「社会的入院」と言われている方々、どういうふうに対象を挙げていくかということが課題としてはずっとあったんです。要するに、昔の「退院促進支援事業」というふうに、病院の側から挙げてこられてという取り組みが一旦終わっているんで、こういう形の取り組み方が、今続いているという形になっているんですね。

実は全国的に見まして、3年くらい前、「総合支援法」になってから、国が取り組む「退院促進支援事業」というのがなくなっておるんですね。そういう中で、大阪府のほうが、医療機関に入院なさっている方の、まあどういふふうに地域移行をやっていくかということの取り組みの検証事業というのをやっているんですけど、その検証事業が唯一あるぐらいで、医療機関に入院なさっている方の状態はそのままになっておられる。

一方で、精神保健福祉法の改正というのが3年くらい前にありました。これは要するに、病院の側に、地域に移行させていくことのいろんなノルマを課していったというのがあるんですね。一つは、新たに医療保護入院で入院なさっている方々を、1年以内くらいで退院させていくための仕組みとして、医療機関の中に退院支援委員会を必ず開催しないとイケないとか、地域に移行するときの環境整備委員みたいな、地域の間と医療機関が協力して、その人の地域での生活を考えていきましょうという、そういう人材配置をしないとイケないとか、そういう法律の改正をしたんですね。数年前から、市内のいくつかの医療機関で、目に見えて医療保護入院の方々の退院率が上がってきました。9割以上の方々が、新たに入院された方々が退院されている。今なおかつ残っておられる方というのは、残っているわずかな方と、従来からずっと入院を続けておられる方、それと65歳以上の方々が入院なさっているという、今、現状になってきていますね。我々から見ましても、3つの医

療機関と日常的に接していて、非常に、地域に戻って地域の生活を作っていくということに積極的になってきているというふうに思っています。

そういう中で、この訪問面接というのをわたしたちがやってきまして、今年1年の取り組みを見ていただいたらわかるんですが、いろんな方々に来ていただいて、子どもの問題、高齢の介護保険制度がこれからどうなっていくのかとか、いうところの情報を提供していただいています。と言いますのは、入院なさっている方をはじめとして、地域で生活されている精神障害を持っている方々が高齢化とか、あるいは精神のみではなくて生活のしづらさを合わせ持っているという方々が多くなってきている。その方々への支援をどういうふうに組み立てていけばいいのかというのが、いろんな方々からの情報提供とネットワークを作っていけないとやっていけないなあということが切実な課題になってきている訳です。

今現在、5年間の訪問面接をやっている方の中で、今年も含めると14名の方々が継続的に支援をやっていけないといけないということになっています。これは訪問面接の対象だけで、それ以外にも何人かの方々を抱えている。その方々が高齢であったり、身体障害を持っておられたり、知的とか、いろんな合併症を持っておられる方々がたくさんになってこられている。そういう方々の支援のあり方、医療と連携をすとか、高齢の施策とどう組み合わせる障害独自の施策を作っていくとか、いろんなことを検討していかないといけないということが一つ出てきたな、これは精神だけではないんだろうと思うんですが、この5年間の取り組みの中でそういう課題がでてきていると思っています。

もう一つは、この地域移行の取り組み、訪問面接も含めてなんですが、大阪府は今年で国の検証事業を止めます。来年から、どのように地域移行の取り組みを保障していくかということが、ひとつ枚方でも宿題になっております。できれば枚方市も中核市で40万市になっていますので、枚方独自で精神障害者の地域移行を取り組んでいける仕組みを持って欲しい、というふうに思っているところで、日常にお話をさせてもらっているところです。それも今後の課題かなというふうに思っています。簡単ですけど報告とさせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございました。質問は後ほどまとめてお受けしたいと思いますので、よろしく願います。

では、就労支援部会のほうからF委員、よろしく願います。

F委員： おはようございます。就労支援部会報告は、相談支援センターわらしべのFからさせていただきます。資料を見ていただきましてですね。

就労支援部会は、市内の障害をお持ちの方たちが自立して地域での社会生

活を営むことができるようにということで、就労支援の充実と社会参加の推進を目的に研修等の実施、意見を述べるということでやらせていただいております。1ページ目に体制図と委員構成、それから障害者を取り巻く状況ということで、簡単な図等が載っております。

2ページ目をめくっていただきまして、昨年度の報告をさせていただきましたけれども、全国で障害者の雇用の状況というのは変わらず、13年連続の伸びということです。法定雇用率は2%に上がりまして、現在、実雇用率も1.92%ということで、対前年比は0.04ポイントの上昇ということになっております。

2番目の主な活動というところは割愛しまして、3番目の「28年度の総括」というところで、平成28年度就労支援部会は、部会のほうの開催はできなかったんです。その代わりといいますか、「事務局連絡会」というものを実施させていただきました。そこには就労移行支援事業所、就労継続支援事業所A型・B型に参加していただきまして、情報交換、連携というものが徐々に促進していつております。連絡会などで、それぞれの事業所ごとに異なる課題があるということがよく見えてきました。今後は、それぞれの事業所に、その課題の解決力を高めてもらう必要があると思っております。

現在、枚方市内には、就労移行支援事業所が7事業所、定員が99名になっております。就労継続支援A型が3事業所・60名、就労継続支援B型が30事業所・536名になっております。これ、すべて28年11月の数字となっております。これまで連絡会等でいろいろとお話を聞いたりしまして、就労移行支援事業所、これは約2年間で一般就労を目指すという事業ですが、ここの定員割れが非常に多くて、就労者数というのも毎年計上されているんですが、平成26年度の52名に比べ、平成27年度は一般就労に移行された方が33名と減少しております。これは就労移行支援事業所の定員割れというのがかなり影響しているのかなと思います。なんで定員割れをしているのかなというところで考えたんですが、やはり2年の有期限というところが、どうしても当事者の方ももちろんそうなんですけど、ご家族の方も二の足を踏んでしまいやすいというところが大きいです。就労移行支援事業所をやるのであれば就労継続支援を選ぶという方も多かったり、また枚方にも、むらの高等支援学校、枚方支援学校が開校しましたけれども、支援学校から直接就職されるという方もかなり増加しているということですね。

それから就労継続支援A型の事業所、これが全国的に増加しております。枚方にも新たに複数の事業所が増えているという状況なんですけれども、枚方市以外も含めて、かなり京阪沿線等でも増えてきているということ聞いております。

就労実績ということで、就労移行支援事業所から就労継続A型の事業所に移行しても、これは移行者数としてカウントされないんですね。なので、雇

用契約を結んで利用されるという形のA型事業所ですが、就労実績にカウントされないの、これも実績が減少していることに影響しているのかなと思います。

また、市町村別の就労継続支援B型事業所の工賃実績についてなんですが、平成28年度はまだ実績が出てないんで、平成27年度の実績なんですが、11,116円/月額ということになっております。平成26年度の実績である11,320円に比べると、約200円のダウン。全国の平均が出ているんですけども、平成26年・14,838円となっております、こういったところから見ても非常に低水準という状況が続いているということですね。

また、就労支援部会と事務局連絡会で連携してきておりました、枚方市の障害者就労支援強化事業、これは大阪府がやっていたものを中核市のタイミングで枚方市が引き継いでやらせていただいているんですが、この中身としては就労継続にかかるフォローアップ謝金、これの継続です。

それから2番目に研修及び先駆的な取り組みを行う事業所等の見学、3番目にジョブコーチ養成研修受講費補助、これは研修を受けるのにだいたい5～6万円かかるということなんで、二の足を踏みやすいというのがあって補助を考えています。4番目に長期庁舎内実習奨励金、5番目が就労支援フェスタ、就労に関する啓発のイベントです。6番目に就労系事業所リーフレットの作成を実施（予定を含む）ということなんですが、これらを強化事業の中で取り組んできました。リーフレットに関しては、まだ冊子ができていないんですが、こういう形の枚方市内の事業所、約40事業所が載っているリーフレットを発行する予定にしております。3月の頭ぐらいにはできるんじゃないかと思います。

その中で、1番の就労定着に係るフォローアップ謝金に関しては、活用する事業所がまだ一部に留まっているということ、2番の研修では、一部の事業所は参加するんですけども、全体としての参加という部分で考えるとちょっと低い。これはなぜ皆さん参加してくれないのかなというところで考えていたんですけども、福祉現場での職員の正規化といったところも関係しているのではないかなあと考えております。なかなか忙しい中で、少ない職員が研修で抜けるということが非常にやりにくい状況というのは、どこの事業所さんでも聞こえてきたりするんです。

そんな中でもちょっと見本になるような、参考になるような事業所を見に行くということでモチベーションを上げていただいたり、「ああいうふうにすれば、もうちょっと工賃上がるんだな」とか、就労につながっていくんだということを分かっていたきたいなと思ってしまして、見学会は今年度は3月17日に実施予定にしております。

3番から5番についてですけども、これは今年度は希望者不在であったり、チャレンジ雇用に向けた形でやられた福祉室でのアルバイト雇用の実施



などで代替できたことから、この3から5に関しては実施できていません。

6については「ほっこり枚方」のブース展示、先ほどDさんからもお話がありましたブース展示を実施し、これを冊子化したものを行政や相談機関窓口、支援学校、各事業所等に配布予定としております。本年度は市内の事業所の授産製品、そこで作られた商品のカタログの更新もありまして、就労移行支援事業所の利用促進や工賃の向上につながっていければなあというふうに考えております。

事務局連絡会では、昨年度に引き続いて各事業所の抱える課題についてグループ討議であったり、実践報告というものを実施しております。参加事業所からは「有意義な議論ができた」というふうに好評を得たんですが、なかなか中心となって引っ張っていく事業所が育たず、昨年度から懸念していた共同受注ですとか、優先調達の具体化というところまでには至っておりません。次年度はこういった課題を整理しつつ、体制的に取り組んでいきたいと考えております。

まずは課題となるワーキンググループというものの再編、その中で就労支援定着ワーキング、共同販売のワーキング、共同受注・優先調達の推進ワーキング、枚方日本一ワーキングというようなことも考えて、より枚方に特化したローカル目標の設定ですとか実現に向けた具体的な進め方を、チームを作り協議していく予定にしています。

今年度、わりと地元の企業さんからも少しずつなんですけれども、「請負作業というものを、どこかの施設でやってもらえませんか」というお話、前からちょこちょこあったんですけれども、企業内で実施する、「実際にうちの工場の中でやりませんか」「うちの会社の中でやってみませんか」というお話もいただくようになってきました。これは企業さんが直接雇用する訳ではないんですが、こういったことを実施していくことで、企業側にとっても今後障害を持っている人たちをどんなふうにケア・介護しながら雇用していけばいいのかというノウハウを習得できたり、将来的にはその続きで「あ、彼だったら、うちで採っていいか」というような形で直接雇用につながっていくのが考えられるかなというふうに思っています。こういった企業側にとっても、アウトソーシングにより業務コストの削減という形でメリットが出てくるため、こういったこともどんどん企業の方に知っていただきたいなと思っています。来年度は、先ほども言いましたワーキンググループの設置ですとか、就労移行者数・月額平均工賃の向上を目指していきたいと思っております。そのためにも事業所間ネットワークを基盤に支援力向上していきたい。職業準備訓練および支援の質の向上、就労移行支援の地域格差への対処、枚方市障害者就労支援強化事業の再編、このあたりを進めていきたいと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。では引き続きまして、地域移行支援部会のほうからG委員からご報告をお願いします。

G委員： Gです。地域移行支援部会の報告をさせていただきます。今年度につきましては、自立支援協議会の連携機関であります枚方市知的障害者福祉ネットワーク会議で、グループホームの課題について検討を行いました。平成28年の4月現在、下の表になりますけども、枚方市が援護を実施しているグループホームの利用者数は324人で、内、この知的障害者福祉ネットワークの社会福祉法人で構成するグループホームの利用者数は238人となっています。今後このネットワークでグループホームに入居したい人について調査しましたところ、151人の方がまだグループホームに入れていないけれども希望しているというふうな感じでした。なので、枚方市内におけるグループホームの入居者の希望はまだまだ多くあるというふうに考えています。全国的には平成27年の10月現在で96,012人がグループホームに住まわれていると。去年は88,897人ということでこの1年でたくさん増えているということも書いています。今後やはり障害のある人たちが、地域で暮らす選択肢の1つとして、グループホームの設置はとても重要で促進していくことが必要であると思っています。

2番目のグループホームの課題についてお話したいと思います。

1点目は消防法についてということです。高齢者のグループホームとか雑居ビルとか花火大会の火災が相次ぎまして、平成19年と26年に消防法の一部改正が2回ありました。26年の改正によって統括防火管理責任者の選任ですとか消防設備の設置義務も改正されまして、重度の人が入居者の8割を越える場合は、グループホームについては平成30年までにスプリンクラーの設置が義務付けられました。枚方市におきましても設置義務があるグループホームの対策は難しい現状です。消防庁によるグループホームの実態に見合った緩和策を検討するのがとても難しいという状況の中で、大阪市の消防局は独自の対策としまして、スプリンクラーの設置を免除する特例基準を2016年の3月に決めました。枚方市におきましても大阪市のような特例が認められましたら、現在あるグループホームの問題が解決するというだけでなく、今後なかなかこのグループホームを建てようとするスプリンクラーの問題があって、お金がかさんだり設備に費用がかかったりということで、なかなか立ち上げが難しいような現状なのですが、それが解消されて現在より容易となって利用希望者の選択肢が増えることになると考えています。

2点目です。2点目は、障害者総合支援法の改正がありました。グループホームなど地域生活を支援する仕組みの見直しが行われています。グループホームは重度の人が暮らす場としての位置づけが明確になってきてまして、平成30年にはグループホームから一人暮らしを希望する人に対して、自

立生活援助という事業が作られることになっています。軽度のグループホームの人がグループホームにそのまま留まれるのかというふうな心配もありまして、そこら辺が注視していく必要なのかなというふうに思っています。

3点目です。運営面につきまして、バックアップする施設は通所施設がほとんどなんですね。なので、夜間・深夜帯の緊急時の対応が困難な状況ということがあります。

4点目は、運営費用面に課題があります。夜間支援体制加算の充実や枚方市からの運営補助金もありとても助かっていますが、それをもってしても世話人の常勤雇用が困難な状況であることや、適合する住宅建設費の費用が大幅に増えています。先ほどスプリンクラーの問題でも言いましたように、そういうグループホームの建設の費用がかかるということで、企業的にはとても負担がとても大きいという状況があります。

5点目は、世話人についてです。慢性的な人員不足です。一応、先ほどD委員のほうからありましたように世話人研修会や養成講座をやっているんですけども、わずか来る人が1ケタ台ということで、どこのホームも世話人の確保に苦勞しております。日中の時間帯とかの生活支援委員ですとか、必要に応じての看護師の配置などにも課題があります。調査しましたら60代の世話人が市内のグループホームで6割を占めているということで、この60代の世話人が働けなくなったら大変なことになるという状況があります。

6点目です。近隣住民の理解についてです。差別解消法が施行されてきて理解が広がっていくというような、理解を広げていかないといけないところもあるんですけども、反面、グループホームの建設に理解が得られず、断念せざる得ない事例が市内でもいくつかありました。解決にあたりましては、事業者のみの力では困難な状況があります。

7点目です。利用者・家族の高齢化がとても進んでいます。そういう中で金銭管理や入院など、本人の意思決定とか本人以外の同意が必要な場面において、どのように対応していくかが課題となっています。日常生活自立支援事業ですとか、金銭管理ですとか成年後見人制度の利用促進や整備が必要だと思っています。

8点目です。さまざまなこのような課題をクリアするためには、やはり法人の枠を超えたネットワークを作っていかなきゃいけないというふうに思っています、その必要があると思っています。

3番目です。以上の課題からグループホーム施策推進に向けて提案をしたいと思っています。

まず1点目は、枚方市グループホーム運営費補助金についての継続と、日中時間帯の生活支援員配置の確保のための補助が必要となるというふうに思っています。

それから2点目、住民理解について枚方市の協力が必要だと思っています

す。

それから3点目、枚方市によるグループホーム整備候補物件の公募の実施をお願いできないかなというふうに思っています。これはどういうのかというと、グループホームの候補となる物件の所有者とグループホームの運営を希望する法人のマッチングなんです。神戸市のほうが先にやっておられるというような事業なんです、なかなか入るところがない、場所がないというような状況がありまして、こういうことを全市的にやっていただけたらな、というふうに思っています。

4点目です。現在も行っていただけてますが、大阪市特例、先ほどの消防法の件なんです、大阪市特例を枚方市にも適用可能となるように、消防署への働きかけを今現在も障害福祉室で行っていただけておりますが、引き続き行っていただきたいなというふうに思っています。

以上で報告を終わります。

いろんな課題がありまして、入所施設に移行していく方についてのご支援とか家族からも自立することがありますので、今度またそういう事についても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

会 長：       ありがとうございます。今、幹事会・専門部会からの報告が続けてあったんですけども、どこの部分でもよろしいので質問やご意見等ありましたら、どうぞ言っていただければと思います。

H委員：       すいません。意見いいでしょうか。

会 長：       はい、H委員どうぞ。

H委員：       わたくし知的障害者福祉ネットワークに所属して参加させていただいております。

つい先ほど地域移行部会でG委員のほうから現状の報告とお願いをさせていただきました。わたくしの事業自身もグループホーム、知的障害のある方の運営をしているんですが、非常に切実な状況です。枚方の障害者計画の基本理念に「生きがいを持って地域での生活、自立をはかれるような環境づくり」が明記されているんですけども、現状といたしましては、消防法の問題であったり建築基準法の問題など、知的障害のある方が選択肢の1つとしてグループホームを選んでいくことが非常に難しい状況になっています。実際に障害をお持ちの方が将来生活をしていく場というのは、ほぼグループホームに委ねられている環境というのが非常に多いというのが現場での実感です。しかし、先ほどの報告もありましたとおり、いろんな面においてそれがなかなか前に進まない状況です。

こういった問題で一番危惧するのが、当事者の方と事業者の皆さんだけで共有している現状っていうのが少しあるんじゃないかなと思うんです。やはりこういった問題というのは、地域の課題・社会の課題であり、市民の皆さんに広く知っていただく。そういったことから利用者の方の地域生活の理解であったり、「そんな現状を変えないと」っていう力添えをいただけるかも知れません。是非今回の報告の内容というものを、何かしっかり広報に載せる機会を持っていただければ非常にありがたいと思います。以上です。

会 長： はい、ありがとうございます。今のご意見に対して、市のほうで何かお答えできる内容がございますか。

事務局： ありがとうございます。いますぐこういうことができるということは、お答えしにくい部分もあるんですけども、やはり広く課題について知っていただくのが重要だと思いますのでいろんな形で議論をしていけたらというふうに思います。

会 長： なかなか特効薬みたいなものはないみたいなんですけれども、確実に意見を世の中に出していくことも大事なかも知れませんね。ほかにご意見・ご質問いかがでしょうか。A委員どうぞ。

A委員： 各部会のお話をうかがって、特に精神のほうの動きというのは活発であるなど気が付いたんですけども、確かに地域移行というときに、全体的に、いまEさんのほうから言われたように1つの制度として動いていた部分があるので、地域移行というふうな部分が精神のほう、私たちの分野では非常にこう進んでるというか、前向きに動いているというのは各地域でも聞きます。ただ先ほどG委員のほうからありましたように、多分、国が言っている地域移行というのは入所施設とか長期の病院からの退院とかっていうふうなことを促進していきたいことだと思うんですが、G委員のほうからあったように、知的それから身体の方の入所施設のほうからの動きがなかなか進まないというのは恒常的にあると思います。入所施設の大きな団体でもいわゆる目標のパーセンテージを下げるというふうな形が出てきております。ただやっぱり最近わたしが思っているのは、今までは入所系の施設は中の人たちが、例えば自治会を作ったりそれから当事者の外の人たちのところへ行ったりしての自立が多かったんです。

先日大阪府下のCIL系の集まりの報告があったんですが、そこでは自立支援協議会のどこも、地域移行の人たちが集まっていました。そこで地域移行を担当している人たちが集まったんですけども、そういうふうな動きは多分10年前はなかったと思います、こういう制度ができてシステムができたわけで

すから、入所系のところにピアカンが行って、先ほどEさんが言われたように、面談という形から入っているいろんな経験をしていただくというふうな方法が少し動きだしているように、精神だけではなく思いました。知的のほうでもそういうふうに、特にやっぱり若い当事者のほうがみんな動いているなど思ったんですが、当事者も含めて入所施設で情報も経験も不足している人たちを、地域の中でもって体験していくという方法があってもいいのかなと思いました。

もう一つは、大阪市のほうで、市が取り組むというよりも、ある連携ネットワークの中で障害児童施設なんかのアボガドシー、いわゆる権利擁護ですね。そういうふうなものを、委員を募って来年から具体的に、先ほどEさんがやっていたようなことを障害児施設でも行っていくというふうなことを今、計画を聞いてきました。今、自立支援協議会の家族会で取り組んでおられることがつながってくると思いますので、またそういうものをやっていければなと思っております。

会 長：     ありがとうございます。各専門部会でやっていることそれぞれが、単発でやっているのではなくてお互いの連携の中で取り組んでいこうと、いうようなご意見だったと思うんですけども、その辺は幹事会なんかで取りまとめていただいて、やっていただければいいのかなと思います。

          貴重な意見ありがとうございました。はい、G委員どうぞ。

G委員：     A委員のことについてなんですけれども、先ほどからありましたように、なかなか、ある一定のグループホームは増えていってるし、この前研修で行ったんですけれども、入所施設は確実に減っているということがあるんですけれども、減り方と増え方という場合、減り方がなかなか減らないということがあります。確実に減ってるけども、なかなか減らないという原因については、やはり入所施設には支援区分5以下の利用者は減少しているか横ばいぐらいになんですが、6の利用者の方が増加している。逆に増加しているというような、全体的にがばっと減ってるんですけど、入る方もいるっというようなことも考えると、6の方が増加しているということがあるというのが一点。

          もう一点は入所施設の高齢化、65歳以上の方がとても多いというようなことになっていて、その二点がなかなかグループホームに向かないとか、支援できないというのがあって、一応その重度化に対応したグループホームの新たな類型を作ったりとか、市町村においては、3年前から、ずっと前から言われている地域生活支援拠点の整備というのが課題となっています。

          一応、平成32年までには各市町村が圏域で1ヵ所は作るということになっていまして、これは入所施設の問題だけではなくて、地域に住む一人暮らし

の方ですとかグループホームの方もそうなんです、そういうところで地域生活拠点の取り組みをちょっと充実させていくべきかなと、これすごく難しいのでね、なかなか手をつけられてないし手をつけることができなくているんですけど、設置を求められていますので、地域移行部会としても\*\*まではいかななくてもそういう形で援助していきたいなと思っています。

会 長： はい、ありがとうございます。入所施設の、そういう65歳以上が多いというお話だったんですけども、就学猶予・就学免除制度が残っていた時に児童施設に入って、そのまま成人施設のほうに移行していったという方がかなりまだいるんじゃないかなと思うんですよね。そういう方々の地域生活経験がない中で、非常に、地域に帰していくことが難しいっていう実態もなんか今の話から理解できるような気がして、なかなか難しい問題ですね、これは。できるだけ、若い人が施設利用しないようにしていくっていうのが、とりあえず大事なのかなというふうに思いますけど。

ほかにご意見、E委員どうぞ。

E委員： 高齢の問題というのは施設の場合もそうだろうし、精神病院も同じだと思うんですね。高齢の方々、地域で暮らしておられる高齢の方が抱えておられる問題ともちろん同じ、あるいはその人たちよりは比較的集団の生活できるかなっていう人たちってたくさん案外居てはるんですね。その方々が暮らしていける地域の、高齢も含めた何かを作っていくかなくてはいけないだろうと。これは高齢のサービスとも連携みたいなものをどういうふうにしなごらやっしていこうかという課題が一つ。

もう一つは精神科の病院でも、そこまでいかないけれども知的をもっている故に入院をずっとしておられる方がおられるんですよ。この方は地域移行を働きかけていくといろんな可能性を持っている。ただ準統合失調症の人なんかに比べると、違う支援が必要なんですね。違う生活の形が多分必要やと思うんです。

だからそういう方々に対する地域での暮らし方、あるいは支援の仕方というのは精神でも考えていかないといけない。多分、知的の施設の中におられる方、60～65歳にならない方々で要するに精神の方々を地域移行するときに働きかけたような働き方が有効な方がたくさん居てはると思うんですね。その方々にやっぱり、枚方が手をつけておれてないかなというのは思うんで、その辺はちょっと今後考えていかないと、同時に受け入れをどうするかということも、でないと高齢化していくなと思ったりしてます。

会 長： ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次の案件に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

次の案件3です。6相談支援センター相談実績報告につきまして、先ほどご承認いただきました支援センター陽だまりの職員の方をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

陽だまり  
職員

支援センター陽だまりです。報告させていただきます。今年度も6支援センターが集まって平成27年度の活動報告をまとめました。各支援センターの相談内容の詳細についてご理解いただけるよう、支援センター別に具体的内容を記載していますので目を通していただければと思います。

それではまず相談支援を利用している障害者等の人数及びその内訳です。冊子の20ページに表とグラフを記入しています。平成27年度相談支援を利用している障害者等の人数は三障害合わせて1,044名で実人数ですね。昨年度が1,039名であり、ほぼ変わらない人数となっています。新規利用者は372名となっており、昨年度より70名増加となっています。相談経路としては、枚方市や保健所等の行政であるとか精神障害においては医療機関やクリニック、あと地域のほうからはいきいきネット、相談支援センターであるとか障害就業生活支援センター等、関係機関からの紹介が多いです。ただ当事者同士のつながりの中から新たに困っている人が居るということで、つながってくるということもありました。

相談の人数が最も多いのは精神障害者、次に知的障害者、身体障害者、あと発達障害者、高次脳機能障害者、重症心身障害者の順になっています。その他の36名は障害者手帳や、療育手帳、医師の診断書を所持していない方たちになっています。実人数1,044名に対して障害別内訳人数は1,136名になっていて、92名が重複障害の利用者となっています。精神障害者と知的障害者とで全体の77%を占めていて、日常生活の中で相談を必要としている人が、精神障害者や知的障害者の方には多くいる事だと考えられます。身体障害のある方、身体障害者に関しては重度の方からの相談が多い傾向があり、また成人後の障害の状況が比較的安定しているため、主治医を持たなくなる人が多くて、加齢に伴って現疾患による未知的な障害が発生して相談に来る方も多く見られるということです。

次に支援方法になります。表も同じく20ページに記載しています。支援方法としては電話による相談が最も多く、次に来所相談・訪問・関係機関連絡調整・同行・個別支援会議・電子メール・その他となっています。その他は、ちょっと代わりに動くという、代行のような動きをした時につくことになっています。電話による相談は、相談を必要としているタイミングですぐに相談しようということもあって、例年同様、一番多い支援方法となっています。ただ昨年と比べると893件減少しています。全体としては昨年度より1,130件減少しています。特に多い電話の減少に関しては、同一人物からの似かよっ



た相談を一つにまとめたり、計画相談等で支援者が外出している機会が増えているということであるとか、それに伴って一つの相談に費やす時間が増えていることも関係していると考えています。また利用者は困りごとがあるときに相談が増えて、それに帰して支援も増えるんですが、いったん落ち着けば支援も減っていくということもあると考えられると思います。相談実人数が減少していないこともあり、必ずしも支援そのものが減少しているということにつながっていないのではないかなと考えています。

内容については詳細を一つずつ21ページにグラフを載せています。内容項目の多い順については、上位3番、福祉サービスの利用に関する支援、家族人間関係に関する支援、不安解消・情緒不安定に関する支援で、昨年度とまったく一緒です。昨年度より854件の減少となっています。特に多く減少しているのが不安の解消・情緒不安定に関する支援ですが、それは電話で受けることも多く、また相談内容を明確化するため、なるべくほかの相談と一緒にしないようにしていったら、そういった影響もあり減少していると考えられます。一方で家計・経済に関する支援は227件、障害や病状の理解に関する支援は162件と増加しています。保育・教育に関する支援は全体から見て件数は少ないですが、昨年より倍近く増となっています。

その12項目の詳細につきましては、支援センターごとと、まとめとして記載させていただいておりますので、また目を通していただければと思います。

最後に27ページ、その他の下の9行目あたりにあるんですけども、いったん全体を通してまとめさせていただいてるんですけども、平成27年度も障害者相談支援センターでは、多くの相談を受けて地域に暮らす障害者の多種多様な課題をご本人さんが解決できていけるように支援を行ってまいりました。6支援センターの事業報告を通して共通の課題も見られました。これは障害のある人たちの全体の課題とも言えると思います。地域状況におきましては、支援学校からの卒業生の行き場に関しての課題があります。特に放課後等デイサービスを利用されている人に関しては、卒業後の支援の厚さに戸惑いを感じている人も多くいます。このつながりをどのようにしていくのかということも考えなくてはなりません。

最近では、就労継続支援事業A型や就労移行支援事業所が増えてきており、選択肢が増えていきます。このような新規事業所との連携や助言が必要になることもあります。わたしたちのほうでも情報収集をしっかりと行い、関係性を作っていくことも利用者を支援していく上で大切であると考えています。また、グループホームが不足しており、精神科病院からの退院や家族が高齢等の理由で介護が困難になるなど、需要が高まってきています。住み慣れた枚方ではなく、他市のグループホームへと致し方なく入居をされる人もおられ、市内での確保というものが求められています。

家庭環境では、家族の高齢化が挙げられます。高齢化により介護が必要に

なってきた親に対しての虐待につながってしまったり、介護のために日中活動の場へ通所する機会が減り、心身の体調等を崩される人もおられます。

また、利用者の高齢化も挙げられます。今まで通所していた場へ通うことが難しくなるという状況もでてきています。障害福祉サービスから介護保険のサービスへと移行される人もでてきています。このような状況で介護保険関係の事業所との連携も増えてきていますが、高齢者との支援と障害者との支援とでは目的に違いがあることから、支援者間で考えの違いが現れることもあります。複数の事業所での関わりが増えてくる中で、それぞれが役割分担を行って必要な支援を行っていくということが必要です。

一方で、介護保険対象者から日中の居場所についての相談を受けることもありました。今後も増えていくことが予想され、どう連携していくのかも検討が必要です。

このように、いろいろな形で困りごとに対して支援を行いました。相談人数は、障害のある人全員が困りごとを抱えて相談や支援を必要としている訳ではありませんが、中には必要としているにも関わらず、相談や支援につながっていない人もいます。どこに相談に行っていないのかわからない、場合によっては支援が必要な状況に気付いていない人もいるかも知れません。目の前に現れる人だけが対象者ということではなく、まだ出会っていない人に対しても意識していく必要があります。そのために相談できる場所があるということをしっかりと周知し、当事者や家族のみではなく、関係機関、市民により利用してもらえる相談支援センターにしていくことも、これからの活動として重要であると考えています。

2016年度からは障害者差別解消法が施行されていきます。正当な理由がなく障害があるというだけで、または合理的配慮を欠如した対応によって、本来受けられるサービスや権利等を受けられなかったり、制限をされてしまうという事例が今年度も挙がっていました。お互いを知っていくことで、解消されていくこともあると思います。昨年度に引き続き、地域の方々に、より理解が得られるように啓発活動を行っていく必要を感じています。そして、相談というのは関わりが始まる第一歩でもあります。しかし近年、本当に種々様々と多岐にわたった相談になっているので、やはり関係機関と連携が増えてくことや支援者がやはりスキルアップをしていかないといけない。そういうことが非常に重要になってきていると思います。そういった、わたしたち支援者側のスキルアップもしっかりしていかないといけない、そういう研修であるとかそういうことも行っていかないといけないかな、というところが6支援センターで話し合われました。以上です。

会 長： はい、ありがとうございました。何か、今の報告についてのご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

相談支援を通じて、本人のエンパワーメントするっていうんですか、そういう力、本人が問題を解決する能力を高めていくっていうのかな。そういうような関わりをしているっていうことがこの報告からよく伝わりましたんで、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何かご意見はないでしょうか。よろしいですか。

では、その他に移っていてもよろしいでしょうか。Iさんどうぞ。

I委員： 枚方市就業・生活支援センターのIです。チャレンジ雇用に関しまして、感想と申しますか意見がありまして、チャレンジ雇用が終了したあとの出口の部分ですね、その辺を市と連携しまして、雇用につながるようにやっていきたいなと思いますので、定期的にご本人と部署と市とを含める振り返る場がありましたら、お声を掛けていただきましてアセスメントをだしていただければなと思いますのでひとつよろしくお願ひいたします。

会 長： よろしいでしょうか。市のほうとしてもそういう対応でよろしいでしょうか。

事務局： 当市といたしましてもそういう考えでございますので、ご協力もさせていただく中で、雇用につなげていきたいと思ひますのでまたご協力よろしくお願ひ致します。

会 長： ほかに何か、ご意見ないでしょうか。

今日この会議を通して、全体を通しまして何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。B委員いかがですか。何かご意見ありますか。

B委員： わたしはBです。わたしはグループホームに暮らしています。今は楽しいです。ケンカすることもあるけど、グループホームがいいです。一人暮らしは嫌です。さみしいのでみんなと一緒にいるのがいいです。グループホームに入れない人がたくさんいます。たくさんいてることを聞きました。作って欲しいと思ひます。

世話人さんがいないのが困ります。世話人さんはご飯を作ってもらったり、お風呂の用意とか話を聞いてもらったり相談にのってもらうのがいいです。せかされたり、話を聞いてくれなかった人は嫌です。世話人さんが足りなくて、うちの世話人さんたちが違うホームに手伝いに行っています。世話人さんをもっと増やして欲しいです。今、差別解消法の学習会に参加しています。7回参加しています。いろんな話を聞いて、参加して良かったです。差別はあかんと思ひます。わたしもいろんな差別をされました。嫌でした。

講師の三田先生は、「嫌なことがあったら我慢しなくていいんです、しんどい時は相談したらいい。」と言いました。しんどい時は職場の人や支援センターの人に相談をしています。みんな同じに、公平にして欲しいです。

3月の5日、8回目の学習会がラポール大研修室であります。時間は1時30分から3時半までです。シンポジウムをします。司会や発表は5人の障害のある人がします。三田先生もまとめ役で来てくれます。わたしも発表します。皆さん、是非聞きに来てください。よろしく申し上げます。以上です。

会 長：       ありがとうございます。C委員いかがですか。

C委員：       最近ちょっと感じたことがあって、支援の質の向上っていうか、ある関係っていうか、当事者間で口げんかみたいなことがあったんですね。で、後日、福祉委員二人に、当事者さんがひとは通所で相談して、もうひとは電話で相談したんですけれども、対応の仕方が通所している人のほうの味方をしているみたいで、電話相談しているほうを悪者扱いみたいな、公平性に欠けるような事例があって、それは違うんじゃないかと。同じように公平に、電話相談してきた方にも対応して欲しかったなど。それはやっぱり、支援者の研修とかでスキルアップして欲しいなと思います。

会 長：       ありがとうございます。ほかに何かご意見ないでしょうか。A委員どうぞ。

A委員：       その他の部分で、一番最初に事務局のほうから一応説明があったんですけれども、今日身体のほうの委員が出てきておりません。身体に関わらず、当事者委員というのは様々な状況の中で生活しており、そこへの配慮というのは自立支援協議会である以上、一番の優先項目であると思っています。その部分でいけば、今回ご出席いただけなかった人は身体的な状況への配慮、いわゆる外出介助はそう簡単に変えれないという部分があって今日出れておりません。ですから冒頭にも一応、その辺の説明はあったんですけれども、もう一回きちんと確認するべき項目ではないかなと思っています。

それと、ずっと障害者の高齢化に伴う問題がでてきましたけれど、介護保険がこの4月から市のほうが要支援を総合事業として始めます。そこへの対応というのが以前から多分課題になっていると思いますが、事業者連絡会としても、いろいろ介護保険と障害の利用者の比較などしながら感じるのは、介護保険の事業者が障害の利用者・制度を理解するのはちょっと難しい面があります。で、障害の事業者が介護保険を理解するのは案外簡単なことだと思います。なぜかという、マニュアルで動いているかどうかということが非常に大きいと思っています。

障害の部分は一定のマニュアルというふうな発想ではなくて、「ここが違う」というふうな部分があると思います。介護保険はどちらかというと、みんな同じようなサービスを基盤にしていると。保険ですから。そこが大きく違う部分です。こういう事が、4月から総合事業の、市の行う事業の中でも課題としてでてくると思います。その辺、先ほどから言われているように、地域フォーカスとかがその部分で障害の方たちとずっと向かい合うということができてきます。その人たちはこういうふうな自立支援協議会にできてません。ですからその辺をどうネットワークを作っていくか、いろんな委員からもありましたけれども、ここは少なからず今後大きな課題になってくると思いますので、また自立支援協議会のほうでもお願いしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。大きな課題だと思いますので、これから取り組んでいかなければいけないなと思います。ほかにご意見ないでしょうか。よろしいですか。はい、意見がないようでしたら案件についてはこれで終了したいと思います。

で、最後にですね、わたくしのことなんですけれども、今年度いっぱいこの自立支援協議会の委員を退任・辞任させていただくことになりました。理由としましては、来年度で大学のほうを退職するんですね。その関係もありまして任期の途中での交代となってくると、年度途中での交代になってきますのでそれはちょっと避けたいと思ひまして、今年度いっぱい辞任させていただきます。

幹事会や専門部会にまかせっきり、お願いしっぱなしで何もできなかったんですけども平成19年からだったかと思うんです、この委員をさせていただいたのは。で、その間に何ができたかなと振り返ると何もできなかったなと反省ばかりなんですけれども、いろいろご迷惑をかけたことをお詫びしながら、退任のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、第11回枚方市自立支援協議会を終了したいと思います。ありがとうございます。